

◎国と地方の協議の場に関する法律

(平成二三年五月二日法律第三八号)

一、提案理由(平成二二年四月八日・参議院総務委員会)

○国務大臣（原口一博君） おはようございます。

………（略）………：

国と地方の協議の場に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図るため、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会の議長の全国連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定める必要があります。次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会

の議長、市長、市議会の議長、町村及び町村議会の議長のそれぞの全国的連合組織の代表者で構成することとしております。また、内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができます。

第二に、協議の場において協議の対象となる事項は、国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項及び経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項で地方自治に影響を及ぼすと考えられるもののうち、重要なものとすることとしております。

このほか、協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

二、参議院総務委員長報告(平成二二年四月二八日)

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

す。

(略)

次に、国と地方の協議の場に関する法律案は、国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象等を定めようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲の推進への決意、国と地方の役割分担の今後の姿、地域主権という新語の法定化に関する疑義、地方議会議員の身分を法的に位置付ける必要性、地方自治法抜本改正の方向性、国が本来責任を持つべき事業を地方に丸投げすることの是非、国と地方の協議の場で地方財政計画の策定を協議する必要性等について質疑が行われました。

また、参考人から意見を聴取し、江東区及び中央区に現地視察を行うとともに、三法律案について内閣委員会と、地域主権改革推進一括法案について厚生労働委員会とそれぞれ連合審査会を開催いたしました。

質疑を終局した後、まず、自由民主党・改革クラブを代表して二之湯智委員より、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、「地域主権」の用語を「地方分権」と改めること等を内容とする修正案が提出されまし

た。次に、公明党を代表して澤雄二委員より、地域主権改革推進一括法案に対し、地域主権戦略会議の議員に地方六団体の代表を加えること等を内容とする修正案が提出されました。次に、日本共产党を代表して山下芳生委員より、国と地方の協議の場に関する法律案に対し、法律の目的から「地域主権改革の推進」との文言を削ること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、公明党提出の修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取いたしましたところ、必ずしも適当でない旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して磯崎陽輔理事より、自由民主党・改革クラブ提出の修正案に賛成、地方自治法一部改正案に賛成、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して武内則男理事より、三法律案に賛成、公明党を代表して魚住裕一郎委員より、公明党提出の修正案に賛成、その他の修正案に反対、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法一部改正案に賛成、地域主権改革推進一括法案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、いずれの修正案にも反対、三法律案に賛成、日本共产党を代表して山下芳生委員より、三法律案に反対、自由民主党

・改革クラブ提出の修正案及び公明党提出の修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

……(略)……

次に、国と地方の協議の場に関する法律案につきましては、兩修正案がいずれも賛成少數により否決された後、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……(略)……

なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し八項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二二年四月二七日)

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平二三法三七)の附帯決議と一括して掲載)

あります。

初めに、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案の三法律案について申し上げます。

次に、国と地方の協議の場に関する法律案は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定めようとするものであります。

……(略)……

以上の三法律案は、第百七十四回国会の参議院先議に係るもので、昨年四月二十八日本院に送付された後、翌月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されましたが、以後、今国会まで継続審査に付されていたものであります。

今国会におきましては、四月十四日片山国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日及び昨二十一日質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、

国と地方の協議の場に関する法律

国と地方の協議の場に関する法律

一三八

公明党の三会派共同提案により、三法律案に対してもそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

その主な内容は、

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の題名を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、内閣府設置法の修正を行い、「地域主権改革」の用語を削除するとともに、地域主権戦略会議に係る規定を削除すること等であります。

（略）

次いで、討論を行い、各案について順次採決いたしましたところ、三法律案ともに、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対して附帯決議が付されました。

（略）

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二十三年四月二一日）

○坂本委員　ただいま議題となりました各修正案につきまし

て、提出者を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

今回の修正は、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について、両院におけるこれまでの議論等を踏まえて提出するものであり、その内容は次のとおりであります。

次に、国と地方の協議の場に関する法律案に対する修正案についてであります。

これは、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の修正に伴い、地域主権改革の用語の削除等所要の修正を行うものであります。

（略）

以上が、各修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年四月二一日）

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、内閣府設置法の修正に関する法律（平二三法三七）の附帯決議と一括して掲載）

四、参議院総務委員長報告(平成二三年四月二八日)

○那谷屋正義君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

三法律案は、第百七十四回国会において本院で政府原案どおり可決し、衆議院で継続審査中でありましたが、今国会において修正議決の上、本院へ送付されてきたものであります。

(略)

次に、国と地方の協議の場に関する法律案は、国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象等を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、地域主権改革推進一括法案の修正に伴い、所要の修正が行われております。

(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、地域

医療提供体制と地域主権改革、法律案修正の理由及び経緯、国と地方の協議の場の協議対象、運営事項等の在り方、児童福祉施設の最低基準を条例委任する問題点等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、みんなの党を代表して寺田典城委員よ

り、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、地域主権改革の用語を用いること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案につきましては、両修正案は賛成少数により否決され、両法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(略)

なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月二八日)

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るためにの関係法律の整備に関する法律(平二三法三七)の附帯決議と一括して掲載)